

大分県中小企業経営改善資金特別融資要綱

昭和 56 年 4 月 1 日制定

(目 的)

第 1 条 この要綱は、中小企業者であって、再生手続開始申立等企業に対する債権の回収が困難なためにその事業の運営に支障を生じているもの、破綻金融機関と金融取引を行っているもの及び売上の減少その他の事由により再生手続開始申立等のおそれのあるものに対し緊急に必要な運転資金を融資し、その再生手続開始申立等を事前に防止すること並びに再生手続開始申立等後も事業を継続している小規模企業者と取引を続けている中小企業者に対し取引量の増大若しくは取引条件の緩和等を行うものに対し運転資金を融資することにより再生手続開始申立等を行った企業の再建を促進することを目的とする。

(定 義)

第 2 条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 大分県中小企業振興資金融資要綱第 2 条第 1 項第 1 号に規定するものをいう。
- (2) 小規模企業者 中小企業信用保険法(昭和 25 年法律第 264 号。以下「法」という。)第 2 条第 3 項第 1 号又は第 2 号に規定する会社及び個人をいう。
- (3) 再生手続開始申立等企業 次の各事項のいずれかに該当する企業をいう。
 - イ 法第 2 条第 5 項第 1 号の規定により経済産業大臣が指定したもの
 - ロ 前事項に掲げるもののほか、破産、再生手続開始、更正手続開始、整理開始若しくは特別清算の申立てを行ったもの又は銀行取引停止処分を受けたもの(以下「再生手続開始申立等事業者」という。)であって、知事が指定したもの
- (4) 特定中小企業者 中小企業者であって、当該中小企業者の所在地を管轄する市町村長が、再生手続開始申立等企業に対する当該中小企業者の回収不能な債権が 50 万円以上又は取引額が全取引額の 20 パーセント以上で、回収困難な債権があることについて認定したものをいう。
- (5) 破綻金融機関関連中小企業者 法第 2 条第 5 項第 6 号に規定する破綻金融機関等と金融取引を行っている中小企業者であって、当該中小企業者の所在地を管轄する市町村長が、金融取引の正常化を図るため、破綻金融機関等からの借入金の返済を含めた資金調達が必要となっていると認定したものをいう。
- (6) 再建中小企業者 売上の減少その他の事由により再生手続開始申立等のおそれのある県内の中小企業者であって、経営安定特別相談事業実施要領(平成 25 年 3 月 25 日商労企第 1269 号)により設置された経営安定特別相談室(以下「相談室」という。)において、この要綱に基づく融資(以下「融資」という。)により、事業の再建の見込みがあるとして、商工調停士選定要領(平成 25 年 3 月 25 日商労企第 1269 号)により置かれた商工調停士(以下「調停士」という。)が推薦したものをいう。
- (7) 再生支援中小企業者 財務上の問題を抱えているか、もしくは抱える懸念のある中小企業者であって、事業の将来性の見直しの明確化が可能であり、再生の実現可能性が高いと考えられるが、比較的多数の関係者等の調整に困難があるものが具体的で実現可能な経営改善計画を策定することに対して、

産業競争力強化法（平成 25 年 12 月 11 日法律第 98 号。）第 135 条の規定に基づき設置された大分県中小企業再生支援協議会が支援することを決定したものをいう。

(8) 特定取引中小企業者 再生手続開始申立等後も事業を継続している小規模企業者（原則として自己の責めに帰することのできない事由により再生手続開始申立等を行い、小規模企業者となったもので、再生手続開始申立等の事由の発生した日から 3 箇月を経過し 2 年を経過していないものをいい、なお、保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないものをいう。以下「再生手続開始申立等小規模企業者」という。）と再生手続開始申立等の前から取引を続けている中小企業者であつて、再生手続開始申立等の後直ちに当該再生手続開始申立等小規模企業者に対して取引量の増大又は取引条件の緩和等を行った実績を有し、なお、向後 2 年間以上の将来にわたって、その実績と同等若しくはそれ以上の取引関係を継続することについて誓約し、それが履行されることにより当該再生手続開始申立等小規模企業者の事業の再建が促進される見込みがあるとして調停士が推薦したものをいう。

(9) 特定事業 中小企業信用保険法施行令（昭和 25 年政令第 350 号）第 1 条に規定する業種に属する事業をいう。

（県指定再生手続開始申立等企業の指定）

第 3 条 知事は、次に掲げるもの（以下「再生手続開始申立等事業者等」という。）から再生手続開始申立等企業の指定について申請があった再生手続開始申立等事業者、又は知事が特に認める再生手続開始申立等事業者のうち県内の中小企業者に重大な影響を与えるおそれがあると認めるものを再生手続開始申立等企業に指定し、関係機関に通知するものとする。

- イ 再生手続開始申立等事業者
- ロ 債権者集会の代表者
- ハ 破産手続等を行う弁護士
- ニ 再生手続開始申立等事業者所在地の商工会又は商工会議所の長
- ホ 再生手続開始申立等事業者所在地の市町村長

（債権額等の認定）

第 4 条 市町村長は、前条の規定により指定された再生手続開始申立等企業に対するその管内の特定中小企業者の債権額若しくは取引依存度について認定するものとする。

（県資金の預託）

第 5 条 知事は、その指定する金融機関（以下「指定金融機関」という。）に融資を行わせるため、必要に応じ県の資金（以下「県資金」という。）を預託する。

2 前項の規定による県資金の額、預託条件及び預託方法は、予算の範囲内において知事が別に定めるものとする。

（指定金融機関の協調融資）

第 6 条 指定金融機関は、前条の規定による県資金の預託を受けたときは、知事が別に定めるところにより

融資枠を設定し、融資を行わなければならない。

(融資対象者)

第7条 融資対象者は、中小企業者であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 県内において、法に基づく保険関係が成立する事業を行っていること。
- (2) 許可、認可等を必要とする業種にあつては、当該許可、認可等を受けていること。
- (3) 保証付融資について、現に延滞又は求償権債務若しくは求償権保証債務がないこと。
- (4) 手形又は小切手の第1回目の不渡りが発生し、または発生記録をした電子記録債権が支払不能となり6箇月又は銀行取引停止処分後2箇年を経過していること。
- (5) 投機的事業、金融業等、大分県信用保証協会（以下「保証協会」という。）の保証対象外となる事業を行っているものでないこと。

(融資対象者)

第8条 融資対象者は前条に規定する中小企業者であって、次の各号に掲げる者とする。

- (1) 特定中小企業者
- (2) 破綻金融機関関連中小企業者
- (3) 再建中小企業者
- (4) 再生支援中小企業者
- (5) 特定取引中小企業者（第1号の対象者となる資格を有する者を除く。）

(融資の対象となる資金)

第9条 融資の対象となる資金は、前条に規定する中小企業者が必要とする運転資金（前条第1号から第4号に係る資金については、経営の維持及び安定のために緊急に必要とするもの）に限るものとする。

(融資条件等)

第10条 第6条の規定により指定金融機関が行う融資の融資条件等は、別表に定めるとおりとし、当該融資については、保証協会の信用保証を付するものとする。

(融資の申込手続)

第11条 融資を受けようとする中小企業者は、知事が別に定める要領により、融資の申込手続を行わなければならない。

(企業診断等の実施)

第12条 知事は、第6条の規定により指定金融機関が行う融資について必要があるときは、当該融資の申込みをした中小企業者の経営内容、事業計画等について、調査又は診断を行うことができる。

(保証及び融資の決定)

第13条 保証協会及び指定金融機関は、双方協議のうえ、それぞれ保証及び融資の決定を行うものとする。

(融資事務の処理)

第14条 保証協会及び指定金融機関は、知事が別に定める要領により、融資に関する事務を処理しなければならない。

(企業調査等の実施)

第 15 条 知事、保証協会及び指定金融機関は、融資の目的を達成するため、融資を受けた者から必要な報告を求め、又は事業の状況、関係書類、帳簿等を実地に調査することができる。

(旧債務の肩替り等の禁止)

第 16 条 指定金融機関は、融資を行うに当たり、当該融資対象者の保証付債務以外の旧債務の肩替り、預金等の要請を行ってはならない。

ただし、当該融資対象者が銀行その他の金融機関で割引きした再生手続開始申立等企業の振出しに係る手形の買戻しを行う場合、破綻金融機関関連中小企業者が破綻金融機関からの借入金の返済を行う場合、再建中小企業者が経営再建のために行う旧債務の借り換え、及び再生支援中小企業者が事業再生のために行う旧債務の借り換えにあつては、この限りではない。

(貸付金の一括返還)

第 17 条 指定金融機関は、融資をした後、当該融資を受けた者について次の事実があったときは、貸付金の全部又は一部について一括して返還させるものとする。

- (1) 虚偽又は不正な手段により融資を受けたとき。
- (2) 資金の目的外使用があつたとき。
- (3) 融資の日以降において事業を廃止したとき、又は第 2 条に規定する中小企業者でなくなったとき。

(県資金の返還)

第 18 条 知事は、指定金融機関がこの要綱の規定に違反したときは、県資金を返還させることができる。

(雑 則)

第 19 条 この要綱に定めるもののほか、融資等に関し必要な事項は、知事が保証協会及び指定金融機関の意見を聴いて定める。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 大分県不況対策特別資金融資要綱（昭和 52 年 7 月 1 日制定。以下「旧要綱」という。）は、廃止する。
- 3 この要綱の施行の際、現に旧要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 57 年 7 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 61 年 6 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 1 月 5 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、昭和 62 年 6 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 4 月 2 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 2 年 11 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 7 月 22 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 3 年 11 月 8 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成 4 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成4年10月12日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年3月10日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成5年11月22日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成6年9月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成7年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年2月16日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成10年7月1日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年4月3日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

- 1 この要綱は、平成12年11月14日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

この要綱は、平成13年4月2日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 11 月 27 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の要綱の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

(施行日)

- 1 この要綱は、平成 15 年 8 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

- 3 平成 15 年 8 月 1 日から平成 17 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.40%」とあるのは「0.80%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

- 3 平成 17 年 4 月 1 日から平成 18 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.40%」とあるのは「0.80%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

- 3 平成 18 年 4 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.95%」とあるのは「0.55%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 19 年 10 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

よる。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

- 3 平成 19 年 10 月 1 日から平成 20 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

- 1 平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 20 年 11 月 10 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

- 3 平成 21 年 4 月 1 日から平成 22 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

- 1 この要綱は、平成 21 年 6 月 19 日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

- 3 平成 22 年 4 月 1 日から平成 23 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

この要綱は、平成 23 年 3 月 7 日から施行し、改正後の要綱の規定は平成 21 年 12 月 4 日から適用する。

附 則

- 1 この要綱は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成23年4月1日から平成24年3月31日までの間、本則第2条第4号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、平成24年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成24年4月1日から平成25年3月31日までの間、本則第2条第4号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成25年4月1日から平成26年3月31日までの間、本則第2条第4号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、平成25年9月20日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

附 則

1 この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成26年4月1日から平成27年3月31日までの間、本則第2条第4号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間、本則第 2 条第 4 号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 平成31年4月1日から平成32年3月31日までの間、本則第2条第4号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 令和2年4月1日から令和3年3月31日までの間、本則第2条第4号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.35%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.30%」とする。

附 則

1 この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間、本則第2条第4号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.25%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.25%」とする。

附 則

1 この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

2 この要綱の施行の際、現に改正前の規定により貸し付けられている資金については、なお、従前の例による。

(特定中小企業者の保証料率に関する時限措置)

3 令和4年4月1日から当面の間、本則第2条第4号に規定する特定中小企業者については、別表保証料率の項中「0.75%」とあるのは「0.25%」とし、同表注において「0.70%」とあるのは「0.25%」とする。

別表（第10条関係）

融資対象者区分	融資限度額	融資期間	融資利率	保証料率	返済方法	担保等
特定 中小企業者	運転資金 2,500万円	10年以内	融資期間 が7年以 内の融資 年1.6%	保証協会が中 小企業者ごとに 定める保証料率 とする。ただし 、年0.75%を上 限とする。	1年以内の据 置期間後原則 として毎月均 等返済	保証人に ついては、 原則として 法人の代表 者を除いて は徴求しな いこととす る。
破綻金融機関 関連中小企業者					2年以内の据 置期間後原則 として毎月均 等返済	
再 建 中小企業者	運転資金 5,000万円		融資期間 が10年以 内の融資 年1.8%		1年以内の据 置期間後原則 として毎月均 等返済	担保につ いては、必 要に応じて 徴求する。
再 生 支 援 中小企業者		1年以内の据 置期間後原則 として毎月均 等返済				
特定取引 中小企業者	運転資金 500万円					

（注）法第12条の規定に基づく経営安定関連保証の適用を受けた場合の保証料率は、年0.7%とする。

（注）令和5年3月31日までは、既に貸し付けられている資金について、要綱上の融資期間を延長することができる。ただし、3年を上限とする。